

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

サトーホールディングス株式会社

2024年5月14日

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

東京都港区芝浦三丁目1番1号
サトーホールディングス株式会社
代表取締役 社長執行役員 グループ CEO
小沼 宏行

当社は、2024年4月9日付で当社の完全子会社である株式会社サトーとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、株式会社サトーを消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。

本合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併の対価の定め相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 消滅会社の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 消滅会社について次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

(別紙 1)

合併契約書の内容

収入印紙

4万円

合併契約書

サトーホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社サトー（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（存続会社及び消滅会社）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。なお、甲及び乙の住所及び商号は以下のとおりである。

（甲）住所：東京都港区芝浦三丁目1番1号
商号：サトーホールディングス株式会社

（乙）住所：東京都港区芝浦三丁目1番1号
商号：株式会社サトー

第2条（合併対価及び資本金等の額に関する事項）

本合併の対価は無償とし、甲の本合併後の資本金及び準備金の額は変動（増加）しない。

第3条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2025年4月1日とする。ただし、同日までに本合併に必要な手続を行うことができないときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条（株主総会の承認）

- 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
- 乙は、効力発生日の前日までに、臨時株主総会において、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を得るものとする。ただし、本合併の手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第5条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理・運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときは、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを実行するものとする。

第6条（従業員の処遇）

乙において業務に従事していた従業員に関する取扱いについては、甲及び乙が協議の上、これを定める。

第7条（引継ぎ）

- 甲は乙の事業承継に必要な許認可の取得等の整備を効力発生日までに完了させるものとする。甲は、必要に応じて、臨時株主総会を開催し、甲の目的事項の変更を含む定款の変更を行うものとする。
- 乙は、甲の承認を得た2023年3月31日（以下「基準日」という。）現在の会計帳簿・貸借対照表及び財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐものとする。
- 乙は、基準日後合併の効力発生日に至るまでの間に生じた資産・負債の変動について、別に計算

書を作成・交付して、その内容を甲に対して明示するものとする。

第8条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態、経営成績等に重大な変動が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲及び乙が協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（費用負担）

本契約の締結・実行の過程で発生する費用は、すべて各自がこれを負担する。

第10条（合併契約の効力）

本契約は、乙の株主総会において承認が得られないとき又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを決定する。

本契約成立の証として本契約書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2024年4月9日

甲 : 東京都港区芝浦三丁目1番1号
サトーホールディングス株式会社
代表取締役 社長執行役員 グループCEO
小沼 宏行

乙 : 東京都港区芝浦三丁目1番1号
株式会社サトー
代表取締役社長
笹原 美德

(別紙 2)

消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 12 期

計 算 書 類

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

- ・ 貸 借 対 照 表
- ・ 損 益 計 算 書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個 別 注 記 表

東京都港区芝浦三丁目 1 番 1 号

株 式 会 社 サ ト ー

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	35,925	流 動 負 債	27,652
現金及び預金	333	買掛金	4,690
受取手形	678	リース債	521
電子記録債権	4,484	預り金	13
売掛金	14,363	契約負債	5,580
商品及び製品	5,318	未払金	16,318
仕掛品	418	未払法人税等	298
原材料及び貯蔵品	1,089	製品保証引当金	55
前払費用	392	その他	174
預け金	5,294	固 定 負 債	1,899
未収入金	1,712	リース債	1,774
その他の金	1,844	預り保証金	75
貸倒引当金	△ 4	その他	49
固 定 資 産	6,727		
有形固定資産	5,062	負 債 合 計	29,551
建物	44		
機械及び装置	4,526	(純 資 産 の 部)	
車両運搬具	3	株 主 資 本	13,102
工具器具及び備品	457	資 本 金	4,000
その他	30	資 本 剰 余 金	5,455
無形固定資産	956	資 本 準 備 金	1,136
ソフトウェア	640	その他資本剰余金	4,319
その他	315	利 益 剰 余 金	3,646
投資その他の資産	708	利 益 準 備 金	21
長期営業債権	16	その他利益剰余金	3,625
長期前払費用	228	任意積立金	531
繰延税金資産	478	繰越利益剰余金	3,094
その他	0		
貸倒引当金	△ 15	純 資 産 合 計	13,102
資 産 合 計	42,653	負 債 及 び 純 資 産 合 計	42,653

損益計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		81,381
売上原価		50,460
売上総利益		30,920
販売費及び一般管理費		30,480
営業利益		440
営業外収益		
受取利息	13	
為替差益	63	
その他の	17	94
営業外費用		
支払利息	55	
支払補償費	8	
その他の	0	65
経常利益		470
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		469
法人税、住民税及び事業税	142	
法人税等調整額	△ 67	75
当期純利益		394

株主資本等変動計算書
(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						任意積立金	繰越利益 剰余金			
2022年4月1日 残高	4,000	1,136	4,319	5,455	21	531	2,700	3,252	12,707	12,707
会計方針の変更による 累積的影響額								—	—	—
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,000	1,136	4,319	5,455	21	531	2,700	3,252	12,707	12,707
事業年度中の変動額										
当期純利益								394	394	394
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—		394	394	394
2023年3月31日 残高	4,000	1,136	4,319	5,455	21	531	3,094	3,646	13,102	13,102

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

機械及び装置 5～12年

工具器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

市場販売目的ソフトウェア 3年

自社利用のソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法によっております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

販売製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、保証期間内のサービス費用の発生見込額を、過去の実績に基づき計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、自動認識ソリューション事業として、電子プリンタ、ラベリングロボット、オートラベラー、一段型ハンドラベラー、多段型ハンドラベラー、ソフトウェア及び関連する保守サービスなどのメカトロ製品、電子プリンタ用ラベル・タグ、ハンドラベラー用ラベル、ICタグ・ラベル、シール、チケット、リボン、MCカード、インクなどのサプライ製品の製造、販売を行っています。

当社は、メカトロ製品及びサプライ製品の販売については、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。また取引価格は、顧客との契約において約束された対価の金額から、値引、割戻等を控除した金額で算定しております。

メカトロ製品では、製品とともに用いることで効果を生む、クラウドサービスを提供しております。また、製品販売時に延長保証等の保守に関するオプションを提供しております。こうしたクラウドサービスや保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されると判断しており、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。

当該製品の販売に係る取引の対価を製品の引渡前に前受金として受領する場合や当該保守契約に係る取引の対価を締結時に一括で前受けにより受領している場合等について、履行義務が充足するまで契約負債を認識しております。

取引の対価は主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 478 百万円

(2) その他の情報

繰延税金資産は、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 2018 年 2 月 16 日)で示されている会社分類及び期末における将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジュールに基づいております。

これらの見積りは将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、現時点で策定されている翌事業年度の事業計画が達成されない場合や、スケジュール通りに将来減算一時差異等の解消が進まない場合には、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産 9,959 百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 5,443 百万円

短期金銭債務 14,436 百万円

(3) 契約負債の残高

5,580 百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

諸手数料(グループ運営手数料)の支払	8,082 百万円
出向者給与負担金の支払	12,941 百万円
賃借料	1,948 百万円

② 営業取引以外の取引による取引高

受取利息	13 百万円
支払利息	10 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 80,000 株

6. 税効果に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

収益認識基準適用による前受金	159 百万円
収益認識基準遡及適用による前受金	144 百万円
減価償却超過額	39 百万円
未払事業税	37 百万円
棚卸資産評価引当金	30 百万円
一括償却資産償却超過額	11 百万円
未払事業所税	7 百万円
繰延資産償却超過額	6 百万円
その他	41 百万円
繰延税金資産合計	<u>478 百万円</u>

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については親会社からの CMS により調達しております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は一年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のと

おりであります。

なお、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
① リース債務 (固定負債)	(1,774)	(1,756)	17

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	521	429	387	318	274	364

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

注記事項の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

種類	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円) (注7)	科目	期末残高 (百万円) (注7)
親会社	サトーホールディングス株式会社	東京都港区	8,468	グループ経営戦略の策定・経営管理	被所有 直接 100%	当社の経営戦略の策定・経営管理 不動産及びソフトウェアの賃借 役員の兼任2名	資金の預け (注1)	—	預け金	5,294
							手数料の支払 (注2)	8,082	未払金	840
							賃借料の支払 (注3)	1,948	未払金	178
							債務の支払代行 (注4)	49,387	未払金	11,738
							債権の回収代行 (注5)	10,222	預け金	—
							出向者給与負担金の支払 (注6)	12,941	未払金	1,540

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の預けについては、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略しております。

(注2) 手数料の支払については、グループ運営手数料であり、每期交渉の上、決定しております。

(注3) 賃借料の支払については、不動産・ソフトウェアの賃借料であり、每期交渉の上、決定しております。

(注4) 債務の支払代行については、仕入・経費等の支払代行業を委託したものです。

(注5) 債権の回収代行については、売上債権の回収代行業を委託したものです。

(注6) 出向者給与負担金の支払については、サトーホールディングス株式会社の人件費に基づいて決定しております。

(2) 兄弟会社

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
親会社の子会社	サトーヘルスケア株式会社	東京都港区	50	メカトロ製品販売 サプライ製品販売	なし	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	6,868	売掛金	692
親会社の子会社	SATO AMERICA LLC.	アメリカ	1,185	サプライ製品製造 販売、メカトロ製品販売	なし	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	5,175	売掛金	1,478
親会社の子会社	SATO POLSKA SP. Z O. O.	ポーランド	930	サプライ製品製造 販売、メカトロ製品販売	なし	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	2,786	売掛金	1,062
親会社の子会社	SATO MALAYSIA ELECTRONICS MANUFACTURING SDN. BHD.	マレーシア	1,980	メカトロ製品の製造	なし	当社製品の製造	製品の仕入 (注1)	6,389	買掛金	423
親会社の子会社	SATO VIETNAM CO., LTD.	ベトナム	1,365	メカトロ製品の製造	なし	当社製品の製造	製品の仕入 (注1)	4,487	買掛金	340

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品の仕入及び製品の販売取引については価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 163,776円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 4,928円39銭 |

第 12 期

附 属 明 細 書

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

東京都港区芝浦三丁目 1 番 1 号

株 式 会 社 サ ト ー

① 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	建物	46	3	—	5	44	39	84
	機械及び装置	4,396	905	0	775	4,526	8,076	12,603
	車両運搬具	5	0	—	2	3	22	25
	工具器具及び備品	427	195	5	160	457	1,820	2,278
	その他	59	292	321	—	30	—	30
	計	4,934	1,397	324	947	5,060	9,959	15,019
無形固定資産	ソフトウェア	620	429	57	352	640		
	その他	272	373	330	0	315		
	計	892	803	387	352	956		

(注) 1 機械及び装置の当期増加の主なものは、以下の通りであります。

Wiliot 社との共同開発タグ関連機器の購入による増加 207 百万円

ノンセパ製造設備の購入による増加 280 百万円

② 引当金の明細

(単位：百万円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	8	13	2	19
製品保証引当金	10	55	10	55

③ 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
給 料 諸 手 当	10,306
退 職 給 付 費 用	351
福 利 厚 生 費	1,995
減 価 償 却 費	490
賃 借 料	2,183
諸 手 数 料	9,945
そ の 他	5,207
合 計	30,480